

平成 27 年 10 月 20 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平成 27 年 5 月の弁護士相談等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平成 27 年 5 月の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成 27 年 5 月中に鎌倉市として弁護士に相談した案件、相談内容、弁護士名、その弁護士の見解、日時、相談料金等 其々全て明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

(平成 27 年 10 月 26 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討している為。)